

# 保育の必要性が変更になった場合

## 【現在の状況例】

父：就労（月150時間勤務） / 母：就労（月80時間勤務）

### ケースA 母、退職

父：就労（150時間）

母：求職活動中

申請が必要

「就労」から「求職活動」へ保育の必要性が変更となるため

### ケースB 母、転職

父：就労（150時間）

母：就労（70時間）

原則不要

父母ともに保育の必要性が「就労」のままのため

## 提出するもの

- 世帯状況届
- 父母両方の保育の必要性を証明する書類
- 給付認定等変更申請書兼変更届出書

※世帯状況届の【札幌市からの連絡事項】に記載がある場合は、記載された書類もあわせて提出してください。

## 提出先

2・3号認定を受けている方

お住まいの区の保健センター  
子ども家庭福祉係

新2・3号認定を受けている方

札幌市子ども・子育て支援事務センター  
〒060-0007 中央区北7西13 塚本ビル7号館7F  
※郵送のみ受付(持込不可)

様式は「札幌市申請書・届出書ダウンロードサービス」で検索・入手可能です。

札幌市申請書・届出書ダウンロードサービス

検索

[https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure\\_view.asp?ProclD=2213](https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure_view.asp?ProclD=2213)